

## 補聴器協議会設置規程

### (設置)

第一条 補聴器の適正な供給を推進し、高齢者及び障害者の福祉の増進に資する補聴器の普及促進を図ることを目的として、公益財団法人テクノエイド協会（以下「協会」という。）が行う補聴器関係事業について審議するため、協会に補聴器協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第二条 協議会は、次に掲げる事項について協会理事長（以下「理事長」という。）の諮問に応じて審議し、答申するほか、自ら理事長に建議することができる。

- 一 補聴器の安全かつ効果的な利用の推進に関する事項
- 二 認定補聴器技能者養成要綱（以下「養成要綱」という。）の制定及び改正に関する事項
- 三 養成要綱第三十一条の規定に基づく認定補聴器技能者認定試験の可否の決定に関する事項
- 四 養成要綱第四十一条の規定に基づく認定補聴器技能者の認定の取消しに関する事項
- 五 認定補聴器専門店認定要綱（以下「認定要綱」という。）の制定及び改正に関する事項
- 六 認定要綱第十条の規定に基づく認定申請店及び認定更新申請店の補聴器関係業務についての認定補聴器専門店業務運営基準適合認定に関する事項
- 七 認定要綱第二十一条の規定に基づく認定補聴器専門店の認定の取消しに関する事項

### (委員)

第三条 協議会は、次に掲げる 14 名以上 16 名以内の委員をもって組織する。

- |   |                            |             |
|---|----------------------------|-------------|
| 一 | 一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会が推薦する委員     | 4 名         |
| 二 | 一般社団法人日本補聴器販売店協会が推薦する委員    | 2 名         |
| 三 | 一般社団法人日本補聴器工業会が推薦する委員      | 2 名         |
| 四 | 特定非営利活動法人日本補聴器技能者協会が推薦する委員 | 2 名         |
| 五 | 補聴器の科学その他の補聴器に関する学識経験者たる委員 | 4 名以上 6 名以内 |
- 2 協議会の委員は、理事長が委嘱する。
  - 3 協議会に委員の互選による会長を置く。

4 会長に事故あるときは、委員の互選による委員が会長の職務を代行する。

(任期)

第四条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときは、新たに任命された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(部会)

第五条 協議会に、次の部会を置く。

- 一 補聴器技能者養成部会
- 二 補聴器技能者試験部会
- 三 認定補聴器専門店審査部会

2 各部会は、それぞれ12名以内の委員をもって組織する。

3 各部会の委員は、協議会の推薦に基づき、理事長が委嘱する。

4 各部会に、それぞれの部会の委員の互選による部会長を置く。部会長に事故あるときは、第三条第4項の規定を準用する。

5 部会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

6 部会の委員に欠員を生じたときは、第四条第2項の規定を準用する。

(会議)

第六条 協議会又は部会は、会長又は部会長が招集し、統括する。

2 前項の規定にかかわらず、会長又は部会長互選前の協議会又は部会は、理事長が招集する。

(会議の開催及び議決)

第七条 次に掲げる事項については、部会で審議し協議会が議決する。

- 一 認定補聴器技能者試験の合否に関する事項
- 二 認定補聴器技能者の登録更新に関する事項
- 三 認定補聴器専門店の更新及び新規認定に関する事項

2 協議会は、第三条第1項各号の委員1名以上を含む過半数の委員が出席し、議決はその過半数をもって行う。

3 部会は、過半数の委員が出席し、議決はその過半数をもって行う。

4 第2項の規定に関わらず、会長又は理事長が特に必要と認める事項については、書面又は電磁的記録により委員の3分の2以上が同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の協議会の議決があったものとみなす。

(部会の運営等)

第八条 各部会の運営等については、別に定める。

(守秘義務)

第九条 協会の役職員並びに協議会及び部会の委員は、業務上知り得た補聴器販売店又は個人の情報を、協議会又は部会の審議において使用する場合を除き、他に洩らしてはならない。

附則

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、補聴器技能者養成部会及び認定補聴器専門店審査部会に関する規定は平成 19 年 8 月 1 日から施行し、補聴器技能者試験部会に関する規定は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第三条第 1 項の規定にかかわらず、平成 19 年 7 月 31 日までは、認定補聴器部会設置規程（平成 13 年 4 月 1 日施行）による補聴器部会の委員を、協議会の委員とする。
- 3 認定補聴器部会設置規程は、平成 19 年 4 月 1 日をもって廃止する。
- 4 平成 19 年度の認定補聴器技能者の養成は、認定補聴器資格制度要綱（平成 5 年 4 月 1 日施行）、補聴器技能者基礎講習会規程（平成 13 年 4 月 1 日施行）、補聴器技能者講習会規程（平成 13 年 4 月 1 日施行）及び認定補聴器技能者試験実施委員会設置規程（平成 13 年 4 月 1 日改正施行）による。
- 5 認定補聴器資格制度要綱、補聴器技能者基礎講習会規程、補聴器技能者講習会規程、及び認定補聴器技能者試験実施委員会設置規程は、平成 20 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附則（(財)テクノエイド協会平成 21 年第 198 号による一部改正）

この改正規程は、平成 21 年 8 月 20 日から施行する。

附則（(財)テクノエイド協会平成 23 年第 41 号による一部改正）

この改正規程は、平成 23 年 3 月 4 日から施行する。

附則（平成 23 年 7 月 1 日）

この改正規程は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附則（平成 24 年 4 月 1 日）

この改正規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 28 年 4 月 1 日）

この改正規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 29 年 8 月 1 日）

この改正規程は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附則（令和元年 8 月 1 日）

この改正規程は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附則（令和 4 年 4 月 1 日）

この改正規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。